

文部科学省による出席停止になる学校感染症と出席停止期間

種類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。（未就学児童は3日を経過するまで）
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで。
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで。
	*その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など	*その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。